

市税滞納解消に向けて

～税務徴収職員の仕事～

徴税吏員の仕事

勤務先・金融機関・生命保険会社などに滞納者の財産調査をします。

根拠法令
・国税徴収法第141条（質問及び検査）

事前に調査済みの預貯金を差し押さえに金融機関へ行き、債権の取り立てを行います。

根拠法令
・地方税法第331条（市町村民税に係る滞納処分）など
・国税徴収法第67条（差し押えた債権の取立）

遠隔地にある財産（債権）については、郵送により差し押さえを行います。

根拠法令
・国税徴収法第62条（差押えの手續及び効力発生時期）

滞納処分にかかる各種書類を発送します。

根拠法令
・国税徴収法第54条（差押調書）
・国税徴収法第131条（配当計算書）

翌日の滞納処分に向け準備します。

昨年の市広報7月号と9月号の特集で、市税の滞納処分などについて取り上げました。今回は、滞納処分を行う徴税吏員（職員）について触れたいと思います。

売買などにおける私債権において、金銭の支払いが滞った場合、債権者（貸し手）は裁判所を通さなければ、相手方の財産に対して強制的に取り立てを行うことはできません。

しかし、市税などの租税債権の場合、地方公共団体の長に任命された徴税吏員が、裁判所を通すことなく自ら滞納者の財産を調査し、差し押さえることで滞納市税の回収を行うことができます。これを自力執行権といいます。

このように、納付期限が到来してもなお納税されない場合、本来その恩恵を受けるべき市民の方々へのサービス（例えば、ごみ処理、除雪など）に支障を来すことから、徴税吏員は地方税法により認められた自力執行権を行使し、市税の確保を行っています。

徴税吏員が行う滞納処分の一例として、滞納処分の対象となる財産が預貯金・給与・生命保険などの債権（滞納者が他の者に対し持っている金銭の支払いなど特定の行為を受ける権利）の差し押さえがあります。徴税吏員は債権を差し押さえる際、預貯金は金融機関、給与は勤務先、生命保険は保険会社へ財産調査を行い、これらの機関などに対して差し

押さえ通知を行うことで、債権を回収し、滞納市税に充当しています。

今年度においては、132件の差し押さえを執行しており、充当された額は2,042万3千円となっています（下表）。また、差し押さえを受け、滞納者が自主的に納付した金額は、630万4千円となっております。合わせて2,672万7千円が差し押さえを執行したことにより、市税などへ収納されています。

このように滞納処分を行う場合、事前の調査が滞納整理に重要なことから、当市では、その事前調査にも力を入れており、今年度はこれまで2,075件の調査を行っています。

左のページでは、徴税吏員の仕事の一部を、一日の流れとしてご紹介していますが、このほかにも納税折衝・交付要求・参加差し押さえなどさまざまな方法で滞納の減少に向け、取り組んでいます。

税の納付よりも私債権を優先して返済しなければ…

中にはこのような考えをお持ちの方もおられるかもしれません。しかし、納税は国民の義務であり、地方税法第14条には、地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、本節に別段の定めがある場合を除き、すべての公課（市の手数料、使用料など）その他の債権に先だって徴収する」と規定されています。

年度別差し押さえ件数の内訳

区分	預貯金	給与	生命保険	国税還付金	その他債権	動産	不動産	合計	滞納市税などへ充当した金額
平成19年度	4	0	0	2	0	0	0	6	205,836円
平成20年度	12	0	1	14	3	0	0	30	1,257,085円
平成21年度	39	0	2	10	1	0	0	52	6,287,379円
平成22年度	44	0	4	15	1	0	0	64	6,210,188円
平成23年度 (4～1月分)	96	3	18	0	4	0	11	132	20,423,339円

市税は、納税者の皆さまが納期限までに自主的に納付していただかなければなりません。納期限を過ぎても納付いただけない場合、督促状などを送付し納税を促します。それでもなお、自主的に納付いただけない場合、徴税吏員は滞納者の財産を調査し、強制的に滞納市税の回収を行うこととなります。滞納整理の費用は皆さまが納付された税金から支出されています。市税を有効に活用するためにも、市税の納期内納付にご協力いただきますようお願いいたします。

問合せ先 税務課 納税担当（内線231または232）